

市立桜台保育所給食特区

都道府県名：	大阪府		
申請主体名：	岸和田市		
区域の範囲：	岸和田市の区域の一部（岸和田中部地域）		
特区の概要：	<p>市立桜台保育所の幼保連携型認定こども園改修工事には、給食室の改修も含まれている。そのため、工事期間（令和8年度）中は厨房設備が使えないため、自園調理が必須である3歳未満児（0～2歳児クラス）について、自園調理による給食の提供が不可となる。</p> <p>特例措置を活用すれば、3歳未満児にも外部搬入の給食が提供できるようになることで、給食室の大規模改修工事が可能になり、より安心で安全な保育を実施することが出来る。</p>		
適用される規制の特例措置：	920：公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業		
			
保育所の給食風景①			
			
保育所の給食風景②			